

❶ お子さんの予防接種はお済みですか？ ～3月1日から3月7日は「こども予防接種週間」です～

感染症の予防対策として、予防接種を受けることはとても大切です。

入園・入学はこどもにとって環境が大きく変わるタイミングです。集団生活が始まり、疲れや緊張から免疫力が低下し、感染症にかかることもあります。4月の入園・入学前のこの時期に、お子さんの予防接種が済んでいるか、母子健康手帳を開き確認してみましょう。

5～6歳までに受ける定期予防接種はいくつもありますが、接種の時期・回数がそれぞれ異なるために受けそびれる方（接種を忘れる方）がいます。予防接種法に定められた年齢をすぎると無料で接種することができなくなるので、ご注意ください。

※日本脳炎・子宮頸がんの予防接種について、特例対象者として定期予防接種の期間を超えても無料で接種できる方がいます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

5～6歳までに受けてほしい定期予防接種

- ①ロタウイルス
- ②B型肝炎
- ③小児肺炎球菌
- ④インフルエンザ菌b型（ヒブ）
- ⑤四種混合
（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）
- ⑥MR（麻しん・風しん）
- ⑦水痘
- ⑧日本脳炎1期追加

そのほかにも以下の予防接種があります。

日本脳炎2期……………9歳以上13歳未満
2種混合(ジフテリア・破傷風) ……11歳以上13歳未満
子宮頸がん…12歳以上16歳になる年度末日までの女子

ご注意ください

- 坂町の予防接種券が利用できる県内の医療機関で接種してください。必ず事前に各医療機関にお問い合わせください。
- MR（麻しん・風しん）の2期は**保育園・幼稚園年長児年度の3月31日までに受けます。**
- 四種混合、インフルエンザ菌b型（ヒブ）、小児肺炎球菌ワクチンについて特に4回目の接種を受け忘れる方がいますので、注意してください。
- 進学・就職・実習等で「予防接種済証」が必要な方は、役場保険健康課までお問い合わせください。



ご不明の点は、母子健康手帳をお手元に用意して、お問い合わせください。
問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504 保健センター ☎885-3131

満1歳の誕生日おめでとう



たおみさと
埜 美里ちゃん
(坂東二丁目) 令和4年3月26日生
好奇心旺盛なみいちゃん◎
すくすく育ってくれてありがとう。
やま兄はる兄とこれから仲良くね♪

このコーナーへの掲載を希望される場合は、誕生日の前月10日までに、お子様の写真（裏面にお子様の氏名・住所・電話番号・生年月日と、一言コメント（40字程度）を記載してください）を、役場企画財政課へ持参またはメールで提出してください。

◎問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507 ✉kikaku@town.saka.lg.jp

❶ 令和5年 春季全国火災予防運動 3月1日(水)～3月7日(火)

火災が発生しやすい時季です。火災予防意識を高めましょう。

1月の火災件数	1件(年間累計 1件)
救急件数	63件(年間累計 63件)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

- ⑤火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ⑥火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ⑦火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ⑧火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑨お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑩防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

❶ 自転車の利用について

4月1日から自転車利用者は、

- 自転車保険加入が義務化されます。**(広島県条例)
自転車利用者…保険等に加入しなければなりません。
保護者……………未成年のお子様が自転車を利用するときは、保険等に加入しなければなりません。
- ヘルメット着用が努力義務化されます。**(改正道路交通法)
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



自転車安全利用五則を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

